

総合リハビリテーションセンター在り方検討会議（第1回） 抄録

開催日時	令和元年8月1日（木）10時00分～11時30分
開催場所	埼玉県県民健康センター 3階 中会議室
出席者	会長 沢辺 範男 福祉部副部長
（敬称略）	委員 湯澤 俊 埼玉県医師会副会長
	委員 齊藤 正身 埼玉県医師会理事
	委員 大塚 崇央 栃木県立リハビリテーションセンター副理事長兼副所長
	委員 田中 一 埼玉県障害者協議会代表理事
	委員 清水 雅之 企画財政部改革推進課長
	委員 小松原 誠 病院局経営管理課長
	委員 市川 忠 総合リハビリテーションセンター副センター長

会議次第

1 開 会

2 会議の公開及び傍聴要領について

- ・ 公開及び傍聴の決定（傍聴者1名）

3 会長あいさつ

（あいさつ要旨）

- ・ 委員就任承諾のお礼
- ・ 総合リハビリテーションセンターは昭和57年3月の開所以来、障害者に対するリハビリテーションを提供する県域の中核施設として総合的なリハビリテーションを実施してきた。
- ・ 近年、病床利用率や収支比率の低下等により平成28年度実施の包括外部監査において、病院事業に関し、効率的な運営体制などについて検討すべきであるとの指摘がなされた。
- ・ 平成30年2月定例議会の予算特別委員会においては、病院局への事務移管、地方独立行政法人化も視野に入れた病院部門の抜本的な見直しについて附帯決議がなされるなど、各方面から厳しい目が向けられている。
- ・ こうした状況下で、病院局が県立4病院の地方独立行政法人化の方針を決定したことを踏まえ、総合リハビリテーションセンターの運営形態や今後求められる政策的医療の範囲等について改めて検討する運びとなった。

4 議 事

- ・ 総合リハビリテーションセンター在り方検討会議について (資料 1-1、1-2)
- ・ 総合リハビリテーションセンターの概要について (資料 2)
- ・ 経営状況と経営改善に向けた取組について (資料 3-1、3-2)
- ・ 病院部門への公営企業会計の導入について (資料 4)
- ・ 病院部門の役割及び主な課題について (資料 5-1、5-2)

(委員の主な発言要旨)

○ 総合リハビリテーションセンターの在り方について

(湯澤委員)

総合リハビリテーションセンター含め県立病院に対するニーズのある障害者、高次脳機能障害などへの対応をしていくとなれば、どこかをサイズダウンする必要がある。現状の手術件数であれば、整形外科については、規模を縮小してもいいのではないか。

(齊藤委員)

回復期病床の運営は地域の医療機関との連携が重要となってくる。埼玉県は回復期病床を持つ病院が非常に多く、患者の取り合いまでとはいかないが、ある程度どの病院からはどこの病院へ行くというルートが出来上がりつつある。そんな中、総合リハビリテーションセンターが新たに連携を取っていくのは簡単なことではない。

(田中委員)

公立病院でしか提供できない医療サービスの提供、一方、その医療提供のための経営安定性を確保するための経営形態の検討が必要なのは重々承知している。しかし、総合リハビリテーションセンターの果たす役割は、「高次脳機能障害」、「脊髄損傷」、「難病（パーキンソン病等）」の3つ以外にもあるはずだ。経営改善も重要であるが、もっと障害者にとってよりよいサービスを提供するにはどうしたらいいか、地域との連携なども含めて議論してほしい。

○ 整形外科・医師の確保について

(湯澤委員)

現在の総合リハビリテーションセンターの手術件数や手術内容では新たな整形外科医が確保できてもモチベーションが保てないのではないか。その病院ならではの特化した分野があれば、その手術について学びたいという医師

を集めやすくなる。

また、5～7年程度をかけて、建て直しを含めた新たな病院構想も視野に入れてはどうか。新しくすればいいというものではないが、古い病院に医師は来ない。

(小松原委員)

病院局では、各病院長が大学の医局を回り、医師確保に取り組んでいる。

○ 経営改善について

(齊藤委員)

公立病院であるため、収支改善をどこまですべきかという考え方は民間病院とは異なる。

(湯澤委員)

経営改善には職員の意識改革が非常に重要。経営に関する意識を全員が持ち、患者さんから給料をいただいているという意識づけをしっかりと行う必要がある。

(小松原委員)

病院局では、毎月病院長を集め経営面の聞き取りをしたり、各病院内での診療科へのフィードバック等の実施により経営改善の取組を強化している。

○ 地方独立行政法人化について

(小松原委員)

病院ごとに地方独立行政法人化すると管理部門のコストがかかることや職員の異動もスムーズにいかなくなる懸念などがあるため、病院局では、4病院一体として地方独立行政法人化する。

地方独立行政法人化のメリットとして、「外部の評価委員会が中期計画を評価するためガバナンス面で優れている」、「職員定数に縛られることなく、給与水準も弾力的に設定できる」、「長期的な契約や入札等で弾力的な財務運用ができる」等の点が挙げられる。

5 閉 会